

京都大学附属図書館ラーニング・commons利用細則

(平成29年11月28日附属図書館長裁定)

(趣旨)

第1条 この細則は、京都大学附属図書館本館利用内規（以下「内規」という。）第10条に基づき、ラーニング・commons（以下、「commons」と言う。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用)

第2条 commonsは、本学の教育・学習、研究、及びそれらに関連する課外活動等の目的のために利用することができる。

2 commonsに設置された資料及び機器等のcommons外への持ち出し又は貸出は行わない。

(利用者)

第3条 commonsを利用できる者（以下、「利用者」という。）は、京都大学附属図書館利用規程（以下、「規程」という。）第3条第1項第1号から3号に定める者とする。

2 前項以外の者については、前項の利用者が主催する活動に参加する場合に限り、commonsを利用することができる。その場合、当該利用者を前項の利用者に準じて取り扱う。

3 利用者は、commons内に配置された資料及び機器等を利用することができる。

(利用時間)

第4条 commonsの利用時間は、内規第2条に定める時間とする。

(予約利用)

第5条 利用者は、次の各号を満たす場合、所定の手続きを経て予約利用（以下、「予約」という。）することができる。ただし、規程第3条第1項第2号に定める者の予約については別に定める。

(1) 5人以上のグループで利用する。

(2) 予約時間が、内規第2条第1項第1号の日の午前9時から閉館時刻の30分前までの間であること。それ以外の時間の予約はできない。

(3) 予約スペースは、commons南側ワークショップエリア1又は北側ワークショップエリア2のどちらかとする。

2 予約の開始が午後5時以降の場合、スペースの確保及び機器等の準備は予約者が必要に応じて行う。

3 予約者は、使用後の機器等を速やかに原状に復すこと。

(予約手続き)

第6条 利用者は、電子メール又は附属図書館参考調査カウンターで予約手続きを行うこと。

2 予約は、原則として1回につき3時間以内とし、他に予約がない場合に限り利用を更

新することができる。ただし、午後5時以降及び試験期間の2週間前から試験終了までは、利用の更新はできない。

3 予約手続きは、利用日の2週間前から1週間前までの間に受付ける。

4 予約の開始時刻から30分を過ぎても利用が開始されない場合は、キャンセルとみなす。

(予約の取り消し又は変更)

第7条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は予約の許可を取り消すことができる。

(1) 第10条に掲げる遵守事項に違反した場合

(2) 予約手続きにおいて虚偽の記載があった場合

2 館長は、やむを得ない事情が生じた場合は予約の変更を予約者に指示することができる。

(利用に伴う責任)

第8条 利用者は、その責に帰すべき事由によりコモンズ内の資料及び機器等を紛失又は毀損したときは直ちに担当職員に申し出るとともに、その責任を負うものとする。

(利用停止)

第9条 館長は、この規定に違反した者のコモンズ利用を停止することができる。

(遵守事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) コモンズに掲示されている注意事項に従って利用すること。

(2) コモンズでは、政治的及び宗教的な勧誘、示威行為、営利目的の利用、公序良俗に反する利用、その他第2条第1項に合致しない利用を禁ずる。

(3) 他の利用者の迷惑となる行為を行わないこと。

(その他)

第11条 この細則に関する事務は、附属図書館利用支援課利用支援掛が行う。

附 則

この細則は、平成29年12月1日から施行する。